

桑名砂利 (株)

ギョンドードウ アダム 様

三重県知事 鈴木 英敬



一般 建設業の許可について (通知)

令和 2年 3月 24日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

なお、解体工事業の許可について、営業所の専任技術者は令和3年3月31日までの経過措置 (法附則第4号該当) で認められた者ですので、この日以降も解体工事業の許可を継続しようとする場合は、この日までに解体工事業の技術者要件を満たす者への変更を行ったうえで変更届を提出してください。変更がなされない場合は、下記の許可の有効期間の満了の日にかかわらず、この日をもって解体工事業は廃業となりますのでご注意ください。

記

許 可 番 号	三重県知事 許可 (般 - 2) 第 18873 号
許可の有効期間	令和 2年 4月 22日から 令和 7年 4月 21日まで
建設業の種類	
土木工事業	とび・土工事業
石工事業	鋼構造物工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 3月 22日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)